

桜江地域防災計画

メインテーマ

「誰一人取り残さない」

令和6年3月

さくらえ地区小さな拠点事業防災部会

目次

桜江地域防災計画	1
1. 基本的な考え方.....	4
(1) 基本方針	4
(2) 自主防災組織の役割.....	5
2. 防災活動の内容	5
(1) 平常時の取組.....	5
(2) 災害時の取組.....	5
(3) 避難行動要支援者等への支援.....	11
○防災情報	14
川戸地区防災計画	26
1.対象地区と策定主体.....	31
(1) 計画対象地区.....	31
(2) 計画策定主体.....	32
(3) 江津市ハザードマップ.....	32
(4) 江津市防災マップ.....	33
2.防災体制	34
(1) 防災体制（組織体制図）	34
(2) 川戸地区防災関連施設.....	34
(3) 防災資機材等.....	36
3.川戸地区全体の特性と予想される災害、今後取り組むべきこと.....	38
(1) 地区の特性【全体】	38
(2) 最近の災害発生状況と避難状況【全体】	38
(3) 予想される災害【全体】	40
(4) 今後取り組むべきこと【全体】	40
4. 沖市自治会.....	41
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害.....	41
(2) 防災活動の内容	43
5. 町自治会.....	50

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害.....	50
(2) 防災活動の内容.....	52
6. 高尾自治会.....	59
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害.....	59
(2) 防災活動の内容.....	60
7. 三田地自治会.....	67
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害.....	67
(2) 防災活動の内容.....	68
8. 小田自治会.....	75
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害.....	75
(2) 防災活動の内容.....	76
9. 志谷自治会（後山地区）.....	83
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害.....	83
(2) 防災活動の内容.....	84

1. 基本的な考え方

(1) 基本方針

災害が発生した直後、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があるとき、そのようなときに、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」である。災害時においては「自助」「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要である。私たちは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進める。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていく。

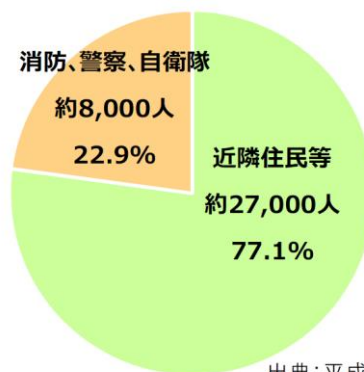
災害時においては「自助」「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要である。

★「自助」「共助」について

災害が多く、将来大規模災害も予測される我が国において災害から身を守るためには、政府や自治体による「公助」の取り組みと連携し、自分の身は自分で助ける「自助」や、近所の人等と助け合う「共助」による取り組みを進めることが大切です。

災害時には、道路の寸断などにより「公助」が行き届かず、実際に阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された人の約8割が近隣の方々により救出されています。平時から各自・各家庭で食料・飲料水等の備蓄、家具の固定、耐震化等を進めていくとともに、地域で起こりそうな災害や避難経路を把握し、地域に住む方々と知り合い、何かあったら協力できる関係を築いておくことが重要です。

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：平成28年版「防災白書」より引用。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地区住民の連携に基づき結成される防災組織である。平常時には災害に備えるための活動を行い、災害時には地区住民が互いを助け合う活動を行う。

2. 防災活動の内容

(1) 平常時の取組

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まず自分や家族で身を守る「自助」の取組みは必要不可欠である。

また、いざというときに地区の力が発揮できるよう、常日頃から地区のみんなで協力して防災活動に取り組む。

① 防災知識の普及・啓発

地区防災を進めるためには、地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、起こりうる災害や災害時の状況を具体的に想定しながら正しい知識に基づいて準備することが重要であることから、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。

② 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることである。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。

- ・ 災害が発生しやすい危険個所の把握（**浸水想定区域、土砂災害警戒区域等**）
- ・ 災害の種類にあわせた避難所、避難場所の選定
- ・ 災害時における避難経路の選定と経路上の危険個所の把握

③ 防災資機材の整備

防災資機材は、地域の実情に応じて準備し、日頃の点検や使い方の確認をする。また、各家庭での災害備蓄を進めるための啓発活動を行う。

④ 防災訓練

防災訓練は、災害に見舞われた際にも、慌てず的確に対応するために必要な活動である。地区住民に積極的な参加を呼びかけて定期的に訓練を行う。

(2) 災害時の取組

災害時に発生する様々な事態に対応するため、市や消防団と連携しながら、地域で力

を合わせて被害の軽減に向けて活動する。

① 情報の収集・伝達

被害の発生状況を正確に公共機関（市、消防署等）に伝えるとともに、公共機関等からの正しい災害情報を地区住民に伝達する。

② 災害発生時の行動

- ・ 気象庁等公共機関からの正しい気象情報、災害情報を積極的に収集する。
- ・ 災害の発生が危ぶまれるときは、避難の準備を早めに行う。
- ・ **災害発生時に気象庁が発表する「警戒レベル」（次項資料）を参考に、躊躇せず避難行動に移る。**
- ・ 「高齢者等避難」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は、早めの避難を開始する。
- ・ 「避難指示」発令時は、落ち着いて指定された避難所、避難場所へ避難する。
- ・ **夜間や道路の浸水等、避難に危険を伴う場合は、自宅や隣戸の2階やがけから離れた部屋など少しでも安全な場所へ避難する（「緊急安全確保」）。**

★ 「屋内安全確保」と「緊急安全確保」について

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域（自宅等）からの「立退き避難」が最も望ましいですが、洪水に対しては、自宅・施設等がハザードマップ等に照らして安全である場合、上階への移動により計画的に身の安全を確保することが可能な場合があります。この行動が「屋内安全確保（在宅避難）」です。ただし、土砂災害に対しては上階であっても危険であるため、原則「立ち退き避難」が推奨されます。逃げ遅れ等により「立ち退き避難」ができない状態になった場合に、崖から少しでも離れた場所に身をかわすなど、最低限の安全確保をするのが「緊急安全確保」です。次ページ以降の「避難行動判定フロー」を参考に、家族や地区内の住民をどのように避難誘導することが望ましいかを地区内で話し合しましょう。



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
 市町村からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要**です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報		
			警報等	キキクル (危険度分布)	指定河川 洪水予報
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	大雨 特別警報	災害切迫	氾濫発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	危険な場所から 全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険	氾濫危険情報
3	危険な場所から 高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報	警戒	氾濫警戒情報
2	自らの 避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意	氾濫注意情報
1	災害への心構えを 高める		早期 注意情報 (警報級の 可能性)		



* 防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。



Japan Meteorological Agency

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
 TEL: 03-6758-3900 (代表)
 FAX: 03-3434-9085 (耳が不自由な方向け)
 ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

令和4年6月

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの
高い区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、
立退き避難（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある
場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全
確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

**警戒レベル3 高齢者
等避難**が出たら、**安全な親戚や知人宅に
避難**しましょう（日
頃から相談しておき
ましょう）

いいえ

**警戒レベル3 高齢者
等避難**が出たら、市
区町村が指定してい
る**指定緊急避難場所**
に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4 避難指示
が出たら、**安全な親戚
や知人宅に避難**しま
しょう（日頃から相談
しておきましょう）

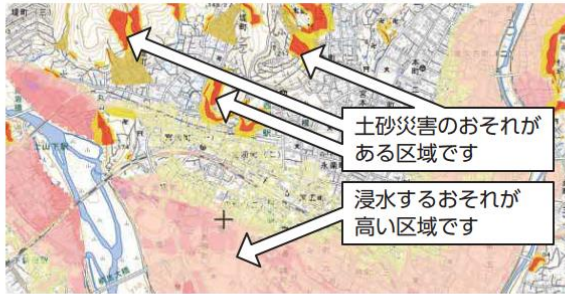
いいえ

警戒レベル4 避難指示
が出たら、市区町村が
指定している**指定緊急
避難場所**に避難しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害		土砂災害	
洪水浸水想定区域 (浸水深)		土砂災害警戒区域：黄色	
		土砂災害のおそれがある区域	
		土砂災害特別警戒区域：赤色	
		建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域	
3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)		
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)		
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)		
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)		

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

！ 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。

！ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

！ 避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

③ 広域避難

大災害が予想される場合や近隣に安全な避難所が無い場合は、安全な区域に立地する知人宅や親戚宅、あるいは遠方の避難所や宿泊施設等、広い視野で柔軟に避難先を検討する。

④ 避難所の運営

拠点避難所の開設は市が行い、避難所の運営は自主防災組織が行う。その他の避難所については、自主防災組織が開設・運営する。

⑤ 災害対策地区班

災害発生時に拠点となる指定避難所（桜江地区内5か所）へ配置される災害対策地区班員（以下「地区班」）は、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営に当たる。また、地区班員は、常に災害対策本部及び桜江支所と情報連絡を行い、避難所への収容人員や氏名を把握・報告するとともに、傷病人が発生した場合は速やかに報告し、適切な措置を講ずる。また、災害・気象情報の収集に努め、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。

⑥ 桜江支所

災害発生時には、災害対策本部（災害時に江津市役所に設置、以下「本部」）が市内全域の災害対応全般を担うのに対し、桜江支所は、本部、桜江地区内の地区班、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密に連携しながら、桜江地区の初動を確実に実施するとともに、桜江地区内における災害情報の収集・共有・伝達を担う。また、桜江地区内に配備されている防災資機材の運用や、災害物資の受入れ・一時保管等・配送等にあたって必要な調整を行う。

⑦ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、地区住民で協力して被災者の救出・救助活動を行う。危険を伴う場合は、~~すばやく~~躊躇せず公共機関へ救助要請を行う。

自身や家族の安全が確保されたら、地区内の防災関係組織（地域コミュニティ組織・消防団等）の活動に加わり、地区一丸となって災害へ対応する。

⑧ 火災発生の際の初期消火活動

火災が発生した場合は消防車が到着するまでの間、延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行い、消防署や消防団が到着したあとは指示に従う。

⑨ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導する。避難経路は、災害の状況により変化するので、公共機関や消防団と連絡を取り合い、正確な情報に基づき、安全に留意しながら誘導する。

⑩ 給食・給水活動

災害対応や避難所運営に必要な物資を把握し、公共機関と連携しながら確保に努める。また、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。

(3) 避難行動要支援者等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、他者の助けを必要とする人達（避難行動要支援者等）である。これらの人達を災害から守るため、地区住民で協力して避難行動を支援する。

この取り組みを着実に進めるため、災害弱者一人ひとりに寄り添った個別避難計画の策定を推進する。

① 要配慮者（避難行動要支援者）の視点に立った、防災環境の点検・改善

目や耳の不自由な人にも、災害情報や避難に関する情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努める。

② 的確な避難誘導

要配慮者（避難行動要支援者）が安全に避難するためには、隣近所の助け合いが重要である。一人の要配慮者に複数の避難支援者を決めておく。

③ 思いやりを持った対応

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要がある。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接する。

④ 日頃からの積極的なコミュニケーション


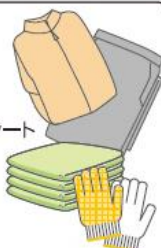
いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要

支援者) とのコミュニケーションを図る。

○備蓄品の準備

大規模な災害が発生すると、道路・鉄道などの被害により物流が止まり、物資が不足する事態も予想される。食料品や生活に必要な物品を最低3日分準備する。日頃から、大規模災害時には、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることを想定して、次のような備蓄品を準備する。

備蓄品・非常用持出品

<p>飲料水・生活用水</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 3日分の飲料水の備蓄 (1人×3リットル×3日) <input type="checkbox"/> 生活用水 <input type="checkbox"/> 水筒 	<p>食料品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 3日分の食料の備蓄 <input type="checkbox"/> レトルト食品 <input type="checkbox"/> 缶詰 <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> 簡易食器 <input type="checkbox"/> はし、スプーン等 <input type="checkbox"/> 缶切りナイフ <input type="checkbox"/> 粉ミルク 	<p>医薬品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 救急用品 (消毒液、傷薬、ガーゼ、包帯、ばんそうこう) <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> カット綿 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> ピンセット <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 体温計 
<p>停電への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予備の電池 <input type="checkbox"/> 懐中電灯(大型/小型) 	<p>情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> ポータブルラジオ <input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー 	<p>燃料の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 卓上カセットコンロ <input type="checkbox"/> ボンベ <input type="checkbox"/> 固形燃料 
<p>衣類等・衛生用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 除菌シート <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> トイレトペーパー <input type="checkbox"/> 歯磨き用品 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> ランプ <input type="checkbox"/> 寝袋 <input type="checkbox"/> ローソク <input type="checkbox"/> 筆記具・マーカーペン <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 笛 	<p>非常用持出品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 非常用持出袋 <input type="checkbox"/> 現金(小銭) <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> レインコート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 飲料水 

その他必要な物品

家庭環境によっては、上記の物品以外にも用意しなければならない物があります。以下の例を見ながら考えてみましょう。

◆乳幼児がいる家庭の例

ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おぶい紐、バスタオル
またはベビー毛布、ガーゼ、バケツ、ビニール袋、石けんなど

◆妊婦がいる家庭の例

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、洗浄綿、新生児用品、ティッシュ、
ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど

◆要介護者がいる家庭の例

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具などの予備、常備薬(お薬手帳)など

◆外国人の例

パスポート、外国人登録証

◆ペットがいる家庭の例

ペットフード、ケージ、首輪、リード、トイレ用品など








○防災情報









災害時、または発生するおそれがある場合に、市が避難に関する情報を発令するので、その情報を得て的確に行動する。また、災害情報や気象情報はテレビやラジオ、各防災関係機関のホームページなどでも確認できるので、日頃から情報の入手方法を確認する。

防災情報の入手先



江津市からの情報

情報発信手段	内 容	
防災行政用無線	市内に設置している江津市防災行政用無線のスピーカーにより情報を伝えます。普段は、夕方のチャイムなどを試験放送として流しています。	
防災行政用無線戸別受信機	各家庭の室内に設置している防災行政用無線戸別受信機から情報を伝えます。普段は、毎日6時45分と20時00分の定時に江津市からのお知らせ放送を流しています。	
ごうつ防災メール	気象警報、避難情報などの防災情報や防犯情報等、市民の安全・安心に関する情報を提供します。事前にご登録いただいた携帯電話やスマートフォン、パソコンのEメールアドレスに情報を配信します。 登録は「 bousai.gotsu-city@raiden.ktaiwork.jp 」に空メールを送信し、返信された登録用メールの内容に従って登録してください。	
緊急速報メール(エリアメール)	対象エリアにいる方の携帯電話及びスマートフォン(NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク)へ一斉配信します。 ※詳しくは18ページ参照。(事前登録は必要ありませんが、受信設定が必要となる場合があります。)	
江津市ホームページ <input type="text" value="江津市"/> <input type="button" value="検索"/>	避難情報や避難所の開設情報、防災行政用無線の内容等、全般的な情報を掲載します。	

島根県からの情報

情報発信手段	内 容	
島根県ホームページ (しまね防災情報) <input type="text" value="しまね防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	気象情報、雨量・水位情報、土砂災害情報などの防災情報が公開されています。	
しまね防災メール	気象注意報・警報、地震・津波情報、また、島根県からの緊急情報など、基本情報が配信されます。事前にご登録いただいた携帯電話やスマートフォン、パソコンのEメールアドレスに情報を配信します。 登録は「 register@bousai-shimane.jp 」に空メールを送信し、返信された登録用メールの内容に従って登録してください。	      

その他の防災関係機関からの情報

情報発信手段	内 容	
国土交通省ホームページ (川の防災情報) <input type="text" value="川の防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	全国の河川の雨量や水位、リアルタイム映像などの情報が公開されています。	
気象庁ホームページ (防災情報) <input type="text" value="気象庁防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	全国の天気や防災情報が公開されています。 ◆気象警報・注意報 ◆危険度分布(土砂災害、浸水害、洪水) ◆台風情報(台風) ◆レーダー・ナウキャスト(降水、雷、雹巻) ◆雨雲の動き「高解像度降水ナウキャスト」(雨量情報)など	
浜原ダムの放流情報	0855-75-1901 自動音声により、浜原ダムの放流量や上流の江の川ダムの河川流量を聞くことができます。	

データ放送や防災アプリ

情報発信手段	内 容
テレビによるデータ放送	テレビのdボタンを押すとデータ放送が閲覧できます。市内の時間降水量や発表されている注意報、警報、避難所の開設状況などが表示されます。テレビ局によって表示内容が異なりますので、平時からご確認ください。
防災アプリ	一部の携帯電話では、緊急地震速報やエリアメール、緊急速報メール等が受信できない場合があります。もし、受信できない場合でも、スマートフォンにYahoo!やNHK、NTTレゾナント等が提供する防災アプリをインストールすれば、あわせて避難情報や気象情報等も確認できます。

○災害時の情報共有

過去の災害において、災害情報の共有や相互連絡は主に電話によっていたが、情報の聴取、取りまとめ、伝達に多大な労力と時間を要するうえ、詳細な状況や位置関係を会話によって正確に伝えることが困難なため、対応の遅延や誤報、2重対応等を招く要因となっていた。今後は、現在、国内において多くの自治体や自主防災組織において、情報共有手段として利用されている「LINE」の機能「オープンチャット」を活用することで、迅速な情報共有と確実な災害対応につなげる。

◆オープンチャット「桜江防災LINE」による情報共有

【概要】

災害情報交換用に開設したLINEオープンチャットに登録した者（利用者）が、災害状況等（河川増水、土砂災害、倒木、通行道目状況等）を各自のスマートフォンで撮影・テキスト入力等により発信し、他の利用者がそれを閲覧することにより、瞬時に利用者全員が情報共有するもの。

【特徴】

移動系無線と同様、「同報性」と「双方向性」を合わせ持つ情報伝達手段であり、情報の確認や整理・振り分け等、災害時に陥りがちな対応遅延要因を回避することができる。また、発信された写真やメッセージは180日間ネット上に保存され、利用者各自がダウンロードすることができるため、災害の振り返りや資料作成等自主防災の取組に役立てることができる。

【登録者の例（登録はあくまで任意）】

- ・ 地域コミュニティ協議会役員等
- ・ 消防団幹部等
- ・ 災害情報を必要とする市職員
- ・ 桜江支所管内の災害対策地区班員
- ・ その他防災関係者

【発信内容】

- ・ 災害現場の写真
- ・ 説明文（位置や状況、建物所有者等）
- ・ 簡単な指示や報告等

【運用ルール】

- ・ 個人的な内容は発信しない。
- ・ 災害情報発信や対応結果報告のみとし、LINE上で会話や返信は極力行わない
(協議が必要な場合は、電話やLINE電話等で直接通話する)。
- ・ 簡潔な文章で入力する。
- ・ 被災者・避難者情報は氏名・年齢・人数までとする。
(必要以上に個人情報を書き込まない)
- ・ 被災者や避難者の顔等が写り込まないように配慮する(ある程度引いた距離からの写真とする)。
- ・ 家屋内等は所有者の許可なく撮影しない。
- ・ 複雑なやり取りや機微情報は電話等で伝達。
- ・ 「登録者の例」に掲載された者以外をむやみに招待しない。
- ・ 消防団等独自のLINEグループ等で集められた情報のうち、行政に伝えるべき情報があれば桜江防災LINEグループに転送する。

【運営形態及び管理者】

- ・ さくらえ地区小さな拠点推進協議会により運営する。
- ・ 桜江地区小さな拠点推進協議会長を管理者とし、江津市桜江支所長を共同管理者とする。
- ・ 不適切な書き込みや写真等については、管理者権限により直ちに削除する。

◆非常通信手段：江津市防災無線（移動系）

【概要】

市内各地域コミュニティ交流センター、市役所本庁舎、桜江支所、市公用車、消防各団分の分団長等に配備された無線子局により、プレトークによる即時通話を行う。親局で中継することで、市内のどこからでも通話が可能。通話内容はすべての子局で同時に流れるため、同報性がある反面秘匿性はない。

◆電話

大規模災害時には通信の輻輳によりつながりにくい状況に陥りがちであるとともに、情報共有・伝達の速度・確実性とも他の通信手段に劣る。反面、詳細な状況説明や秘匿が必要な情報等を伝える場合は優位性があるので、状況に応じて使用する。

○避難所データ

市山地域コミュニティ交流センター

□概要

避難所種別	指定避難所（拠点、地区班設置場所）、指定緊急避難場所
浸水想定	なし
土砂災害警戒	なし
建築年/構造/床面積	センター S46(1971)/鉄筋コンクリート2階/1,646.6㎡ 体育館 S35(1960)/鉄骨1階/538.79㎡
耐震性	なし
敷地面積/標高	11,650㎡/28.5m

□安全性

地盤標高が28.5mと市山バイパス付近の八戸川堤防高（約25m）より3.5m高く、グラウンドも含めた敷地全体が災害の指定区域外。洪水・土砂災害に対しては、桜江中学校と並び桜江地区全体の中でも数少ない安全な避難所。ただし、建物は耐震化されていない。

□避難路及び避難方法

避難後は水害・土砂災害からの影響をほぼ受けないが、そこへ至る避難路が八戸川からバックウォーターや玉川の氾濫、山からの出水等により浸水しやすいので、早めの避難判断が必要。特に急な坂を登れない高齢者等を避難させる場合は共助による早めの支援が必要。

□機能・設備

センター1階には、研修室2部屋（各床56㎡）、和室1部屋（畳56㎡）、大元神楽伝承館（床・畳、96㎡）、資料室（床28㎡）があり、全室エアコン完備。別に調理実習室（エアコンなし）がある。2階は現在使用不可。広い体育館（エアコンなし）とグラウンドは、多くの避難者と避難車両を受け入れられるほか、グラウンドはヘリポートとしても活用できる（実績あり）。また、市山配水池の直下にあるため断水しにくい。防災資機材や物資の備蓄は比較的潤沢に配置されている。

□開設方法

災害対策地区班設置場所で消防団の待機場所でもあり、比較的早い段階で開設される。鍵は災害対策地区班長のほか、市山地域コミュニティ交流センター長宅もしくは地域マネージャー宅にある。

市山文化福祉センター

□概要

避難所種別	指定避難所
浸水想定	3～5m未満
土砂災害警戒	地すべり
建築年/構造/床面積	S45(1970)/鉄骨1階/350㎡
耐震性	なし
敷地面積/標高	975.09㎡/22.6m

□安全性

施設全体が浸水想定区域内（3～5m未満）にあり、一部が土砂災害警戒区域（地すべり）にかかっているため、避難した後も被災の懸念が続く。耐震性もない。

□避難路及び避難方法

付近住宅より一段高いため、水の回りが早かった平成25年災害時には、付近住民がお年寄りを連れて水に浸かりながらここに緊急避難し、事なきを得た。里道を通ればさらに高い正蓮寺への二次避難が可能だが、正蓮寺も土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜、土石流）内にあるため、避難路が通れるうちに安全な市山地域コミュニティ交流センターへ避難すべき。あくまで浸水時に逃げ遅れた場合の一時的な緊急避難場所。

□機能・設備

畳の部屋が3部屋あり、他にホール・事務室・調理室があるが、いずれも老朽化しており、現在トイレは使用不可でテレビも無い。

□開設方法

無人で平常時は施錠されているが、施設の管理をしている藤長寺で鍵を借りれば誰でも開設できる。

正蓮寺

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	なし

土砂災害警戒	地すべり、急傾斜、土石流
建築年/構造/床面積	不明/木造 1 階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	不明/28.5m

□安全性

標高 28.5m と高く浸水想定区域外。しかし、施設全体が地すべり・土石流の警戒区域内にあり、一部が急傾斜の警戒区域にかかっているため、現地の雨量が多い場合には災害リスクが高い。平成 25 年災害では土石流に見舞われ、その後堰堤が整備された。

□避難路及び避難方法

昭和 58 年災害時には多くの避難者があったが、近年の災害では避難者が少ない。高台にあり、城下集落の住民が玉川を渡れなくなった場合に、里道を通して避難が可能。しかし、土砂災害のリスクがあるので、水が引くまでの間の一時的な避難等、限定的な使用となる。

□機能・設備

広い境内と本堂（○畳）、庫裡があるなど、避難所としての機能を備えている。防災資機材や物資の備蓄は最小限。

□開設方法

住職のご家族の居宅が隣接しているので、連絡して許可を得る。

福應寺

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	なし
土砂災害警戒	急傾斜、土石流
建築年/構造/床面積	不明/木造 1 階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	不明/37.4m

□安全性

標高 37.4m と高く浸水想定区域外。しかし、施設全体が急傾斜・土石流の警戒区域内にあり、現地の雨量が多い場合には災害リスクが高い。急傾斜に関しては本堂裏手に対策工事が施されているが、裏山が高く、全体が急傾斜となっている。

□避難路及び避難方法

高台にあり、市道を通って避難が可能だが、迫谷川からの出水や八戸川からのバックウォーターで市道が水没するため、早めの避難判断が必要。また、土砂災害のリスクがあるので、他に避難先がない場合に水が引くまでの間の一時的な避難等、限定的な使用となる。

□機能・設備

広い境内と本堂（○畳）、庫裡があるなど、避難所としての機能を備えている。防災資機材や物資の備蓄は最小限。

□開設方法

住職のご家族の居宅が隣接しているので、連絡して許可を得る。

江尾大元神社

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	なし
土砂災害警戒	急傾斜
建築年/構造/床面積	不明/木造 1 階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	不明/27.1m

□安全性

標高 27.1m と高く浸水想定区域外。施設の半分が急傾斜の警戒区域内にあり、現地の雨量が多い場合には災害リスクが高い。裏手はなだらかな地形であり、土砂の流下等の懸念は薄いですが、地盤が市道（川）側に崩れる危険性がある。

□避難路及び避難方法

高台にあり、車道に隣接していないため、徒歩で急な階段を上って避難する必要がある。また、その階段に接続する市道は平成 25 年災害で日和川の氾濫により浸水している。避難できたとしても、土砂災害のリスクがあるので、他に避難先がない場合に水が引くまでの間の一時的な避難等、限定的な使用となる。

□機能・設備

水道・トイレとも最小限の設備しかなく冷房設備もない。防災資機材や物資の備蓄は最小限。

□開設方法

今田集会所

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	3～5m未満
土砂災害警戒	なし
建築年/構造/床面積	H8(1996)/木造1階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	792 m ² /22.4m

□安全性

施設全体が浸水想定区域内（5～10m未満）にあり、避難した後も被災の懸念が続く。一段高い隣接地（旧市山ニット）へ二次避難が可能だが、そちらもギリギリ浸水想定区域内であり、土砂災害警戒区域（急傾斜）にかかっている。

□避難路及び避難方法

今田側からの避難路は、市道山手月の夜線と今田農道の交差点から今田樋門付近にかけての区間が低く、内水による浸水の可能性がある。長尾側からの避難路は宮の谷川と八戸川の合流点が八戸川の増水で浸水しやすい（H25 災では実際に浸水、現在堤防整備が進められている）。いずれも早めの避難判断が必要。

□機能・設備

畳の部屋が大小3部屋あり、調理室があるなど、避難所としての機能を備えている。現状で十分使用不可。防災資機材や物資の備蓄は最小限。テレビはあるが受信アンテナが無い。

□開設方法

無人で平常時は施錠されているが、自治会長宅及び各組長宅で鍵を借りれば誰でも開設できる。

用語集

■河川関係

・洪水浸水想定区域

川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域。

・家屋倒壊等氾濫想定区域

川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。

・洪水予報指定河川

二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、もしくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。江の川は洪水予報指定河川。

・水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について、特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位または流量を示して通知・周知している。八戸川は水位周知河川。

・氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況を示す水位。

・避難判断水位（ひなんはんだんすい）

川の増水により、今後氾濫するおそれがあることを示す水位。

・氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

川の増水により、氾濫への注意を始める必要を示す水位。

・水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

■堤防関係

・いっすい溢水

川の水が堤防のないところからあふれ出る現象。

・えっすい越水

川の水が堤防を乗り越えてあふれ出る現象。

・漏水

川の水が堤防などに浸み込み、居住地側の堤防斜面や地面から水が出る現象。

・パイピング

川の水が堤防の下の地面を通り抜け、居住地側の地面などから土砂を含んだ水が出る現象。

- ・ 内水氾濫

雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。

- ・ 決壊

堤防などが切れてくずれること（破堤＝堤防が決壊すること）。

■ダム関係

- ・ 緊急放流

豪雨災害等によりダムが満水に近づいたときに、ダムからの放流量をダムの流入量と同程度となるよう近づけていき、満水になったら流入量をそのまま下流側に通過させること。

- ・ 予備放流

大雨が予測される場合に、事前にダムの空き容量を確保するための放流。

■土砂災害

- ・ 地すべり

斜面が塊となって滑り落ちる現象。

- ・ 土石流

大雨で崩れた土石が川の流れと一体となって一気に流下する現象。

- ・ 表層崩壊

斜面の表面をおおっている土壌の部分だけが崩れ落ちる現象。

- ・ 深層崩壊

山の斜面が深いところから大規模に崩れる現象。

- ・ 土砂災害警戒区域

急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。

- ・ 土砂災害特別警戒区域

急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。

- ・ 土壌雨量指数

大雨による土砂災害リスクの高まりを把握するための指標。

■気象情報

- ・ 大雨警報（土砂災害）

大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される警報。

- ・大雨特別警報（土砂災害）

台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想される場合で、特に土砂災害に警戒すべきときに発表される特別警報。

- ・洪水警報

増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される気象警報。

- ・土砂災害警戒情報

命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおかしくない危険な状況であることを伝える情報。

- ・線状降水帯

組織化した積乱雲群が数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される線状に伸びる強い降水をとこなう雨域。

- ・記録的短時間大雨情報

その地域にとって数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測されたときなどに発表される情報。

■避難関係

- ・屋内安全確保

ハザードマップを確認し、住民自らの判断で氾濫しても浸水しない安全な高さの居室に移動したり留まるなどして、安全を確保すること。

- ・緊急安全確保

以下の2つの意味がある。

①（避難情報として）警戒レベル5 緊急安全確保は災害が発生・切迫した状況で、住民などに命の危険から少しでも身の安全を確保するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。

②（避難行動として）主に①の発令時など、安全な避難ができない可能性がある状況下で命の危険から少しでも身の安全を確保するためにとる次善の行動。このうち家屋の2階等に移動する場合を「垂直避難」ともいう。

- ・立退き避難

災害により危険な場所から安全な場所へ移動して避難すること（「水平避難」とも）。

- ・指定緊急避難場所

津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所。

- ・ 指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

- ・ 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

■ その他

- ・ タイムライン

行政や交通の関係者が連携し、災害の進展に応じて行う防災行動を、時系列でとりまとめた計画。

- ・ マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画。

川戸地区防災計画

令和6年3月

川戸地区自主防災会

目次

1. 対象地区と策定主体

- (1) 計画対象地区
- (2) 計画策定主体
- (3) 江津市ハザードマップ
- (4) 江津市防災マップ

2. 防災体制

- (1) 防災体制
- (2) 川戸地区防災関連施設
- (3) 防災資機材

3. 川戸地区全体の特性と予想される災害、今後取り組むべきこと

- (1) 地区の特性【全体】
- (2) 最近の災害発生状況と避難状況

4. 沖市自治会

- (1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

②過去の災害

③予想される災害

- (2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

②災害時の取り組み

③避難行動要支援者等への支援

④中長期的に取り組むこと

⑤今後検討が必要なこと

⑥防災名簿（連絡体制）

5. 町自治会

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと
- ⑥防災名簿（連絡体制）

6. 高尾自治会

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと
- ⑥防災名簿（連絡体制）

7. 三田地自治会

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと
- ⑥防災名簿（連絡体制）

8. 小田自治会

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと
- ⑥防災名簿（連絡体制）

9. 志谷自治会（後山地区）

（1）地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害

（2）防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと
- ⑥防災名簿（連絡体制）

1.対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

江津市の南東部に位置し、平成の合併前は1つの町であった桜江地区。

長谷・市山・川戸・谷住郷・川越の5地区で構成される。

<https://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/info/area/basic?sbaAreaCode=207447m01>

(しまねの郷づくり応援サイトより)



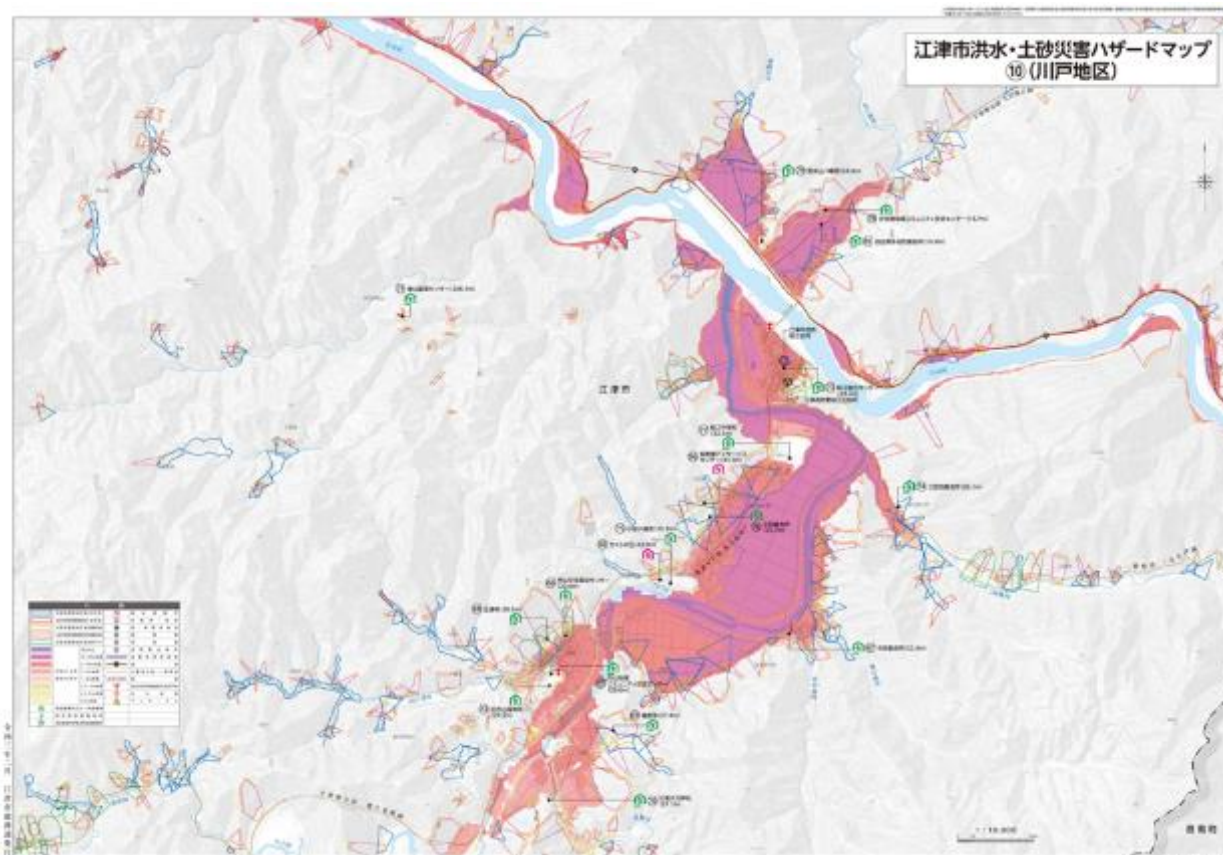
対象地区名	江津市桜江町川戸・小田・後山					
対象自治会 6自治会	沖市 自治会	町 自治会	高尾 自治会	三田地 自治会	小田 自治会	志谷 (後山地区) 自治会
世帯数 218世帯	26世帯	40世帯	30世帯	19世帯	93世帯	10世帯 (内後山中2世帯)
人口	552人(男264人、女288人)					

令和6年1月末現在

(2) 計画策定主体

団体名称	川戸地域コミュニティ自主防災会
所在地	江津市桜江町川戸 11-1 (川戸地域コミュニティセンター内)
活動拠点	江津市桜江町川戸・小田・後山(川戸分) 川戸地域コミュニティ交流センター

(3) 江津市ハザードマップ



<https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/10940.pdf>

(4) 江津市防災マップ

防災マップが届かない人は、市役所総務課防災係まで連絡する。

<https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/4/2664.html>

江津市 総務課 防災係

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

Tel : 0855-52-7927

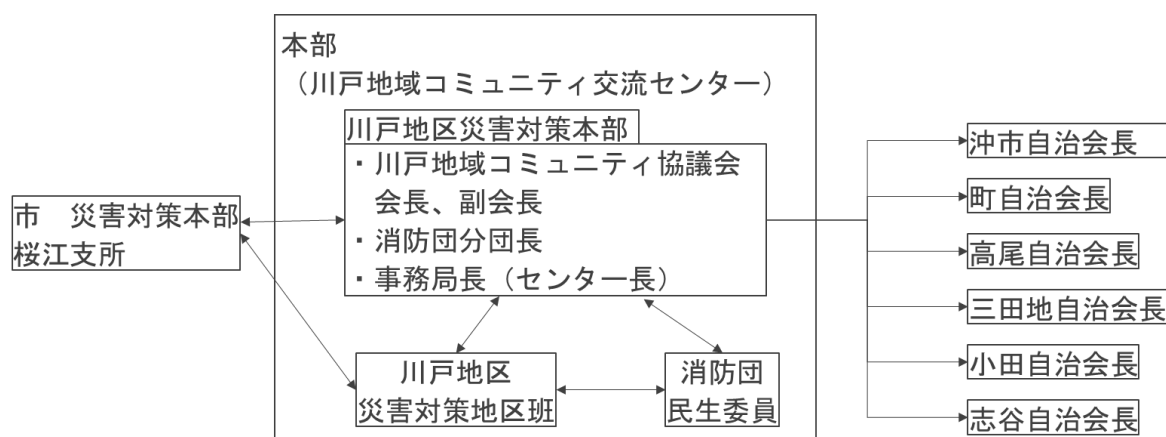


2.防災体制

(1) 防災体制（組織体制図）

川戸地区自主防災会 体制図

令和6年2月時点



(2) 川戸地区防災関連施設

①避難所一覧

施設名	住所	備考
桜江総合センター (保健センター)	江津市桜江町川戸11-1	通常災害時 (風水害・土砂災害・火事)
三田地集会所	江津市桜江町川戸655-5	
小田八幡宮	江津市桜江町小田996	指定避難所として適さないため削除。
小田集会所	江津市桜江町小田127-3	
桜江中学校体育館	江津市桜江町川戸1337	豪雨災害等による堤防越水時の避難先。冷風機が必要。
福祉避難所 (桜寿園)	江津市桜江町小田138-1	災害時の備蓄品が整備されていない。夜間、介護職員が不在となる。

②避難所の写真



桜江総合センター（保健センター）



三田地集会所



小田集会所



桜江中学校体育館（H30 避難時）

(3) 防災資機材等

①現在の防災資機材在庫リスト

物 品	数 量	保管場所	備 考
ヘルメット	3個 7個	川戸地域コミュニティ 各自治会1個	
ガソリン発電機 (ガソリン缶)	5基 (5個)	川戸地域コミュニティ 2基 三田地集会所 1基 小田集会所 1基 志谷集会所 1基	
LED投光器	10個	川戸地域コミュニティ 4個 三田地集会所 2個 小田集会所 2個 志谷集会所 2個	
避難用ボート	1台	小田集会所 1台	
非接触サーモグラフィー カメラ	1台	川戸地域コミュニティ 1台	

②今後必要な防災資材等

(1) 川戸地域資機材置場倉庫

今後検討する。

(2) 各避難場所設備

	桜江総合センター	小田集会所	桜江中学校	合計
担架	2or1	1	3or0	6
ヘルメット	5or2	3or2	10or4	18
担当別ベスト	5	3	10	18
折りたたみ式	2or1	1	3or0	6

リアカー				
ソーラー充電 バッテリー付 LEDライト	4	2	4	10
拡声器	1	1	2	4

【高尾】 拡声器

3.川戸地区全体の特性と予想される災害、今後取り組むべきこと

(1) 地区の特性【全体】

- ・ 当地区は中国太郎といわれる江の川と支流の八戸川の合流点にある川戸・後山（川戸分）地区と、八戸川及びその支流域の小田・三田地（月の夜）地区をエリアとする中州と支流の沿線に地区を有している。
- ・ 江の川はその源を広島県山県郡北広島町阿佐山に発し、小支川を合わせながら広島県三次市で馬洗川、西城川、神野瀬川を三方より合流し、島根県に入り、出羽川、八戸川などを合わせて江津市で日本海に注ぐ、幹川流路延長194km、流域面積3,900平方kmの一級河川である。広大な流域から集まる大量の水により短時間で水位が上昇し、支流（八戸川等）へのバックウォーター現象がおこる。
- ・ 堤防に囲まれた地域が多く、河川増水時には川の水位より宅地が低い状況になる地域が多く、加えてほとんどの宅地が山沿いにある。
- ・ 集落のほぼ中心部を旧三江線線路が横断している。
- ・ 線路が江の川（八戸川）堤防面にあり陸閘門が設置されている。
- ・ 旧三江線トンネルの両隅が江の川側、八戸川側を横断している。
- ・ 町全体の排水路が旧地盤より低い地面を通過して八戸側に流れ出る。
- ・ 桜江総合センター1階部分が他宅地より低い地盤にある。

(2) 最近の災害発生状況と避難状況【全体】

①災害発生状況

年度	床上浸水	床下浸水	被災地区
平成30年	34戸	11戸	小田、月の夜、後山中
令和2年	6戸	8戸	小田、月の夜、後山中

②避難状況

人（世帯）

年度	保険センター	総合センター 大ホール	桜江中学校	小田集会所	合計
平成30年			231(-)		231(-)

令和2年	16(11)	22(13)	73(33)	11(6)	122(62)
------	--------	--------	--------	-------	---------

③平成 30 年災害時の写真



桜江大橋 (H30)



川戸橋 (H30)



ドローンで撮影した水害の様子 (H30)

(3) 予想される災害【全体】

- ・ 江の川の氾濫による川戸地区の浸水
- ・ 八戸川のバックウォーター現象による小田地区の浸水
- ・ ゲリラ豪雨による土砂崩れ及びそれにともなう浸水
- ・ 地震による家屋の倒壊や火災
- ・ 地域に接続する橋の崩壊（桜江大橋・川戸橋・志谷橋・近原橋・月の夜橋 等）
- ・ 旧三江線陸閘門からの越水
- ・ 川戸橋（桜江大橋）からの越水
- ・ 薬王寺付近堤防・今井商事採石置場付近堤防からの漏水
- ・ ~~桜江総合センター排水口の汚水の逆流~~

(4) 今後取り組むべきこと【全体】

- ・ 地区連絡網が作成されているか確認する。（現自治会長が把握していない）
- ・ コミュニティから自治会に貸与されたものが一致しないので確認する。（ヘルメット、ライト等）
- ・ 災害時の病気の人の搬送方法、対応を検討する。
- ・ コロナやインフルエンザなど感染症陽性者やその恐れがある人の避難所での受け入れ体制を整備する。

4. 沖市自治会

※太字は沖市自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 江の川と支流である八戸川の合流点にあり、八戸川堤防沿いから旧三江線沿線に沿って桜江大橋へ抜ける道路の周辺にある集落である。
- ・ 住居の大半が旧三江線沿線にあり、三江線川戸踏切付近から旧川戸駅までの間に16戸、旧川戸駅から桜江大橋までの道路沿いに5戸と志谷（近原）方面に下る沿線に5戸ある。
- ・ 地区への進入道路は5ヶ所あり国道261号線谷住郷から桜江大橋と川戸橋から高尾地区を抜ける道、志谷（近原）橋方面からの道と三田地から高尾地区を抜ける道と川越地区田津方面から仁万瀬を抜けて江の川沿線の町地区に隣接する堤防道がある。
- ・ 江の川と八戸川の合流点堤防に旧三江線の陸閘門が設置されている。
- ・ 全戸が堤防で囲まれている。
- ・ 地区内に江津市役所桜江支所、JAしまね桜江支店、島根中央信用金庫桜江出張所のほか、商店が集まる地域である。
- ・ 昭和47年の豪雨災害以来、八戸川・江の川沿線に堤防が出来たことにより現在まで大きな災害は発生していない。

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん
2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>
2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>
- ・ 昭和47年に豪雨災害があった。
- ・ 平成30年豪雨災害時、八戸川堤防の堤防下より水が湧き出し、旧川戸駅裏畑が浸水した。また、今井商事川戸生コン工場が一部浸水した。
- ・ **平成30年、令和2年、令和3年の豪雨災害時には、桜江総合センター1階（地下）駐車場に排水路をつたって周囲の水が流入し、1m近い水が駐車場に溜まることとなった。**

③予想される災害

- ・ゲリラ豪雨が発生すると26戸全て浸水する恐れがある。
- ・近隣での豪雨災害と広島県での豪雨があった場合、当エリアで一倍低い地点の川戸橋と旧三江線江の川陸開門からの越水により浸水する住居が25戸となる恐れが懸念される。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
マイ・タイムラインを作成し、防災組織が行動を把握できるようにする。	〇月頃		各自
防災組織のマイ・タイムライン（コミュニティ・タイムライン）を作成する。	〇月頃		
孤立を想定した食糧の備蓄を各家庭で行う。	随時		各自
川戸地域コミュニティ協議会として、避難訓練を実施する。	毎年〇月頃		
自治会役員の連絡体制を確認する。			
自治会行事などを通じて、住民間の理解を深める。			
自治会単独での避難訓練（誘導）の実施。	毎年〇月頃		
自治会単独での通報（連絡）訓練の実施など。	毎年〇月頃		
上記の訓練について総会時に検討、周知チラシ作成、回覧。	毎年〇月頃		
自治会内の連絡を密にして、状況を把握する。	毎年〇月頃		
自治会主催の防災訓練を年1回実施する。	毎年〇月頃		
資機材の取扱いについて訓練を行う。	毎年〇月頃		
近所付き合いを行うことによる住民の人数把握を行う。	随時		
谷川の災害発生箇所点検。	毎年〇月頃		
非常食などの把握を行う。	毎年〇月頃		

要支援者の把握、リストの更新。	毎年〇月頃		
集会所の防災器具の定期的な点検。	毎年〇月頃		
草刈りの時に山の状態の確認。	随時		
自治会内の活動で集会所を日ごろから活用して、備品や施設の状況をきちんと把握しておく。	随時		
防災計画・防災行動計画（マイ・タイムラインなど）の見直しを全自治会で時期を合わせて行う。			
災害時の連絡については、地区のリーダーを定めて、集約体制を整える。			組織体制図（川越の渡田自治会）を参考とする。

※実施時期、担当者を定める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難困難者については 支援者 を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。	警戒レベル3		
避難困難者の確認。	警戒レベル4	各自	
夜間の災害における住民への連絡（声かけ）。	警戒レベル〇		
避難する。	警戒レベル3	各自	
状況把握を行う。		各自	
避難場所でのリーダー的な人の選定。	避難後		
自治会内の安否確認、本部への連絡。	避難後		
集会所で定期的に被災状況の情報共有・情報交換を図る。	避難後		
自治会の避難場所は市の災害対策地区班や消防団の待機場所にもなっているので、それぞれの組織と連絡を密にして、状況を把握する。			
桜江総合センター（保健センター）へ避難	警戒レベル3	各自	通常災害時（風水害・土砂災害・火事）
桜江中学校体育館へ避難	警戒レベル3	各自	豪雨災害等による堤防越水時

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。			
避難行動要支援者名簿、個別避難計画を自治会長、民生委員に配布する。		自治会長、 民生委員	

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

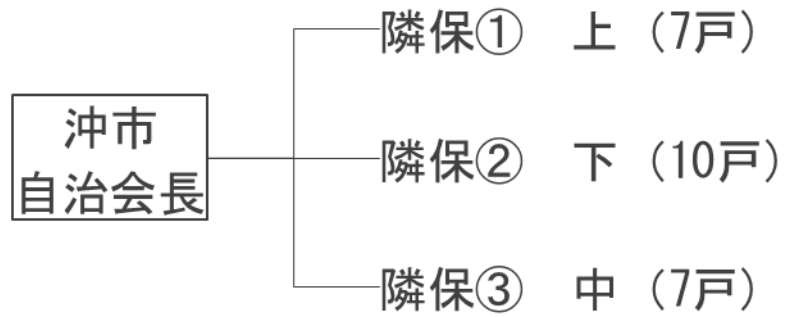
※実施時期、担当者を決める

⑤今後検討が必要なこと

内容

⑥防災名簿（連絡体制）

自治会長から隣保長に連絡し、隣保長は避難助言・誘導などの調整を担う。



5. 町自治会

※太字は町自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 江の川と支流である八戸川の合流点にあり、城山周辺の6戸と江の川堤防と桜江総合センターに沿っている道路に面した集落である。
- ・ 地区への進入道路は4ヶ所あり国道261号線谷住郷から桜江大橋から進入路と川戸橋から高尾地区を抜ける道、三田地から高尾地区を抜けるAコープさくらえ店裏通りと川越地区田津方面から二万瀬を抜けて江の川沿線堤防道がある。
- ・ 地区の2/3は堤防で囲まれている。
- ・ 一部住居が城山に隣接している。
- ・ 昭和47年の豪雨災害以来、八戸川・江の川沿線に堤防が出来たことにより現在まで大きな災害は発生していない。

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

- ・ 昭和47年に豪雨災害があった。
- ・ 平成30年豪雨災害時、薬王寺付近の江の川堤防下より水が湧き出し浸水のおそれがあった。
- ・ **平成30年、令和2年、令和3年の豪雨災害時、桜江総合センター1階（地下）駐車場は、八戸川堤防からの湧水により1m近い水が駐車場に溜まった。**
- ・ 令和2年豪雨災害時、旧三江線トンネル江の川口付近の1戸が孤立した。

③予想される災害

- ・ ゲリラ豪雨が発生すると41戸が孤立する恐れがある。
- ・ 近隣県や広島県での豪雨があった場合、当エリアで一倍低い地点の川戸橋からの越水が懸念される。

- ・土砂災害（城山崩落） 6戸が想定される。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
マイ・タイムラインを作成し、防災組織が行動を把握できるようにする。			各自
防災組織のマイ・タイムライン（コミュニティ・タイムライン）を作成する。	〇月頃		
孤立を想定した食糧の備蓄を各家庭で行う。			各自
川戸地域コミュニティ協議会として、避難訓練を実施する。	毎年〇月頃		
自治会役員の連絡体制を確認する。			
自治会行事などを通じて、住民間の理解を深める。			
自治会単独での避難訓練（誘導）の実施。	毎年〇月頃		
自治会単独での通報（連絡）訓練の実施など。	毎年〇月頃		
上記の訓練について総会時に検討、周知チラシ作成、回覧。	毎年〇月頃		
自治会内の連絡を密にして、状況を把握する。	毎年〇月頃		
自治会主催の防災訓練を年1回実施する。	毎年〇月頃		
資機材の取扱いについて訓練を行う。	毎年〇月頃		
近所付き合いを行うことによる住民の人数把握を行う。	随時		
谷川の災害発生箇所の点検。	毎年〇月頃		
非常食などの把握を行う。	毎年〇月頃		

要支援者の把握、リストの更新。	毎年〇月頃		
集会所の防災器具の定期的な点検。	毎年〇月頃		
草刈りの時に山の状態の確認。	随時		
自治会内の活動で集会所を日ごろから活用して、備品や施設の状況をきちんと把握しておく。	随時		
防災計画・防災行動計画（マイ・タイムラインなど）の見直しを全自治会で時期を合わせて行う。			
災害時の連絡については、地区のリーダーを定めて、集約体制を整える。			組織体制図（川越の渡田自治会）を参考とする。

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難困難者については 支援者 を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。	警戒レベル3		
避難困難者の確認。	警戒レベル4	各自	
夜間の災害における住民への連絡（声かけ）。	警戒レベル〇		
避難する。	警戒レベル3	各自	
状況把握を行う。		各自	
避難場所でのリーダー的な人の選定。	避難後		
自治会内の安否確認、本部への連絡。	避難後		
集会所で定期的に被災状況の情報共有・情報交換を図る。	避難後		
自治会の避難場所は市の災害対策地区班や消防団の待機場所にもなっているため、それぞれの組織と連絡を密にして、状況を把握する。	避難後		
桜江総合センター（保健センター）へ避難	警戒レベル3	各自	通常災害時（風水害・土砂災害・火事）
桜江中学校体育館へ避難	警戒レベル3	各自	豪雨災害等による堤防越水の 可能性がある時

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。			
避難行動要支援者名簿、個別避難計画を自治会長、民生委員に配布する。		自治会長、 民生委員	

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

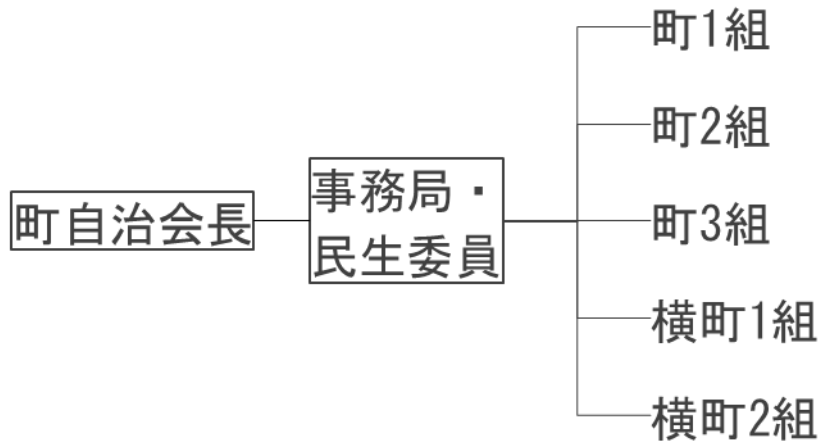
※実施時期、担当者を決める

⑤今後検討が必要なこと

内容
桜江中学校体育館のエアコンに不備があるため対応を検討する。
福祉避難所（桜寿園）に災害時の備蓄品が整備されていないため検討する。
福祉避難所（桜寿園）は夜間、介護職員が不在となるため対応を検討する。

⑥防災名簿（連絡体制）

- ・ 自治会長から隣保長に連絡し、隣保長は避難助言・誘導などの調整を担う。



6. 高尾自治会

※太字は高尾自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 八戸川と江の川の合流地点。現在は堤防で囲まれており、堤防からの越水か決壊がなければ一応は洪水が起こりにくい地区。
- ・ 城山側は急傾斜地が多く集中豪雨などにより山崩れや土砂災害の恐れがある。
- ・ 地区の2/3は堤防で囲まれている。

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

③予想される災害

- ・ 八戸川側からのバックウォーターで川戸橋が水に浸かり右岸側の袂より浸水・洪水の恐れあり。
- ・ 江の川（猪ノ瀬）側からJRトンネルを通過して高尾側に水が流入。妙見宮の下にある元JR三江線の陸こう門付近より浸水の恐れあり。その際、現在、元JR第2踏切付近の側溝が土砂で殆ど埋もれた状態のため水流が滞り側溝から溢れ出た水がオーバーフローし近隣家屋などに流入・浸水する恐れがある。
- ・ 上記、元JR第2踏切付近側溝からの流水は元JR第1踏切の地下を通過して旧川戸保育所横の排水溝に繋がっている。その排水溝は川戸の街中からの排水との合流地点でもあり畑の地下を通過している排水溝の排水が八戸川のバックウォーターで滞った場合、内水による畑などへの浸水・洪水の恐れがある。
- ・ 江津消防署川戸出張所のある城山側、妙見宮のある元JR三江線の線路沿い付近の城山側は何れも急傾斜地が多く、集中豪雨などにより山崩れなどの土砂災害の恐れがある。
- ・ 土砂災害（城山崩落）が想定される。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
マイ・タイムラインを作成し、防災組織が行動を把握できるようにする。			各自
防災組織のマイ・タイムライン（コミュニティ・タイムライン）を作成する。	〇月頃		
孤立を想定した食糧の備蓄を各家庭で行う。			各自
川戸地域コミュニティ協議会として、避難訓練を実施する。	毎年〇月頃		
自治会役員の連絡体制を確認する。			
自治会行事などを通じて、住民間の理解を深める。			
自治会単独での避難訓練（誘導）の実施。	毎年〇月頃		
自治会単独での通報（連絡）訓練の実施など。	毎年〇月頃		
上記の訓練について総会時に検討、周知チラシ作成、回覧。	毎年〇月頃		
自治会内の連絡を密にして、状況を把握する。	毎年〇月頃		
自治会主催の防災訓練を年1回実施する。	毎年〇月頃		
資機材の取扱いについて訓練を行う。	毎年〇月頃		
近所付き合いを行うことによる住民の人数把握を行う。	随時		
谷川の災害発生箇所の点検。	毎年〇月頃		
非常食などの把握を行う。	毎年〇月頃		
要支援者の把握、リストの更新。	毎年〇月頃		
集会所の防災器具の定期的な点検。	毎年〇月頃		
草刈りの時に山の状態の確認。	随時		
自治会内の活動で集会所を日ごろから活用して、備品や施設の状況をきちんと把握しておく。	随時		

防災計画・防災行動計画（マイ・タイムラインなど）の見直しを全自治会で時期を合わせて行う。			
災害時の連絡については、地区のリーダーを定めて、集約体制を整える。			組織体制図（川越の渡田自治会）を参考とする。
1～3の各区で「災害時の避難誘導等連絡網」を予め作成する。			
江津市の「避難行動等要支援者名簿登録者」については自治会長や民生児童委員が中心となって当該要支援者や家族の事前了承の下、災害時の避難誘導や支援を実際に担う担当者数名を予め決めておく（現在の高尾集落登録者：7名）			

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難困難者については 支援者 を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。	警戒レベル3		
避難困難者の確認。	警戒レベル4	各自	
夜間の災害における住民への連絡（声かけ）。	警戒レベル〇		
避難する。（自宅での垂直避難を含む）	警戒レベル3	各自	
状況把握を行う。		各自	
避難場所でのリーダー的な人の選定。	避難後		
自治会内の安否確認、本部への連絡。	避難後		
集会所で定期的に被災状況の情報共有・情報交換を図る。	避難後		
下記避難所へ各自避難する 1) 桜江総合センター 2) 自宅待機（垂直避難を含む） 3) 桜江中学校 体育館	警戒レベル3	各自	
自治会の避難場所は市の災害対策地区班や消防団の待機場所にもなっているので、それぞれの組織と連絡を密にして、状況を把握する。	警戒レベル3		
自治会長は、各組長と連携・連絡を取りながら、災害の発生や避難の状況などについて、逐次川戸地区災害対策本部など関係機関へ連絡、報告を行う。	警戒レベル3	自治会長	
自治会長は各組長等との連携の下に必要な救助要請などについて市や消防団など関係機関への連絡調整を行う。		自治会長	
1～3区の組長がリーダーとなり、連絡網に従って避難助言・誘導などの調整を担う。	警戒レベル3	組長	集落内に1～3区の講組があり
組長はあらかじめ決めてある各区の連絡協力員（2～3人）と協力、相互分担しながら避難の実施に向けた声掛けや誘導を行う。	警戒レベル3	組長	

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。			
避難行動要支援者名簿、個別避難計画を自治会長、民生委員に配布する。		自治会長、 民生委員	

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

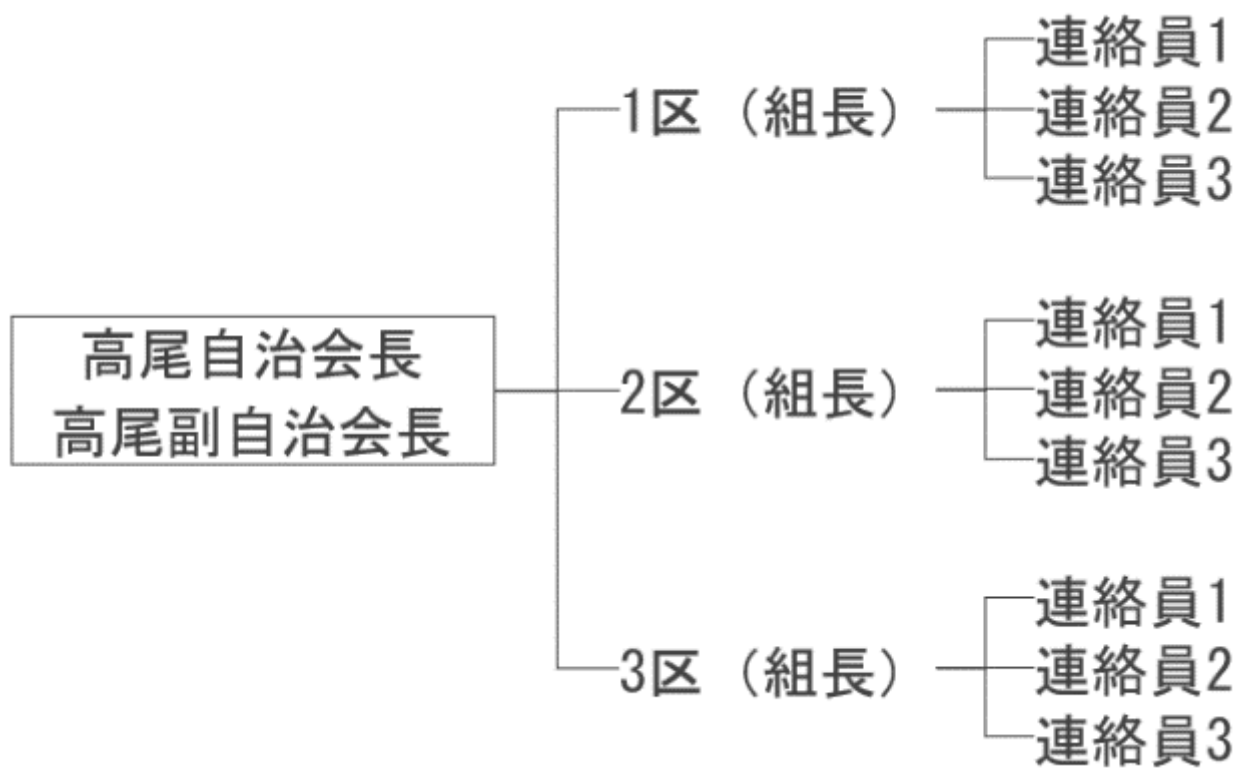
内容	実施時期	担当者	備考

※実施時期、担当者を決める

⑤ 今後検討が必要なこと

内容

⑥防災名簿（連絡体制）



7. 三田地自治会

※太字は三田地自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 高齢者世帯が大多数。
- ・ 山と川を抱えており、災害の起こりやすい地区。避難所に行く場合も避難の判断が難しい。

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

③予想される災害

- ・ 八戸川の堤防を水が越えての浸水被害（月の夜地区）。
- ・ 内水による浸水被害（月の夜地区）。
- ・ 土石流・土砂崩れの危険性あり。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
マイ・タイムラインを作成し、防災組織が行動を把握できるようにする。			各自
防災組織のマイ・タイムライン（コミュニティ・タイムライン）を作成する。	〇月頃		
孤立を想定した食糧の備蓄を各家庭で行う。			各自
川戸地域コミュニティ協議会として、避難訓練を実施する。	毎年〇月頃		
自治会役員の連絡体制を確認する。			
自治会行事などを通じて、住民間の理解を深める。			
自治会単独での避難訓練（誘導）の実施。	毎年〇月頃		
自治会単独での通報（連絡）訓練の実施など。	毎年〇月頃		
上記の訓練について総会時に検討、周知チラシ作成、回覧。	毎年〇月頃		
自治会内の連絡を密にして、状況を把握する。	毎年〇月頃		
自治会主催の防災訓練を年1回実施する。	毎年〇月頃		
資機材の取扱いについて訓練を行う。	毎年〇月頃		
近所付き合いを行うことによる住民の人数把握を行う。	随時		
谷川の災害発生箇所点検。	毎年〇月頃		
非常食などの把握を行う。	毎年〇月頃		
要支援者の把握、リストの更新。	毎年〇月頃		
集会所の防災器具の定期的な点検。	毎年〇月頃		
草刈りの時に山の状態の確認。	随時		
自治会内の活動で集会所を日ごろから活用して、備品や施設の状態をきちんと把握しておく。	随時		

年に4回、草刈りの時に発電機やライトなどを点検する。	毎年〇月、〇月		
防災計画・防災行動計画（マイ・タイムラインなど）の見直しを全自治会で時期を合わせて行う。			
災害時の連絡については、地区のリーダーを定めて、集約体制を整える。			

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難困難者については 支援者 を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。	警戒レベル3		
避難困難者の確認。	警戒レベル4	各自	
夜間の災害における住民への連絡（声かけ）。	警戒レベル ○		
避難する。（自宅での垂直避難を含む）	警戒レベル3	各自	
状況把握を行う。		各自	
避難場所でのリーダー的な人の選定。	避難後		
自治会内の安否確認、本部への連絡。	避難後		
集会所で定期的に被災状況の情報共有・情報交換を図る。	避難後		
災害発生時は三田地と月の夜の道が水で寸断されるため、三田地は三田地で声かけ、月の夜は月の夜で声かけを実施する。	警戒レベル4	各自	
自治会長は川戸地区災害対策本部に報告する。	警戒レベル4	自治会長	
大雨警報や洪水警報が発令された段階で自治会長と副会長が電話で協議を行う。もしもの時に動ける人を探すなどの行動をとる。	警戒レベル3	自治会長、副会長	
自治会長と副会長で各世帯に電話をかけて、一人暮らしの高齢者の様子、土砂崩れがないかなどの情報を収集する。一人暮らしで難聴の高齢者がおり、声かけしても分からない。近所の方をお願いをして、家に上がっても手助けしてもらおう。	警戒レベル3	自治会長、副会長、近所の方	
三田地の1世帯（小笠原 義夫氏）は川戸の親戚宅へ避難。	警戒レベル3	該当住民	
残りの18世帯は、避難場所に行くより自宅の方が安全なので、避難しない。	警戒レベル3	該当住民	

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。			
避難行動要支援者名簿、個別避難計画を自治会長、民生委員に配布する。		自治会長、 民生委員	
自治会長と副会長で各世帯に電話をかけて、一人暮らしの高齢者の様子、土砂崩れがないかなどの情報を収集する。一人暮らしで難聴の高齢者がおり、声がけしても分からない。近所の方をお願いをして、家に上がってでも手助けしてもらおう。	警戒レベル3	各担当	

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

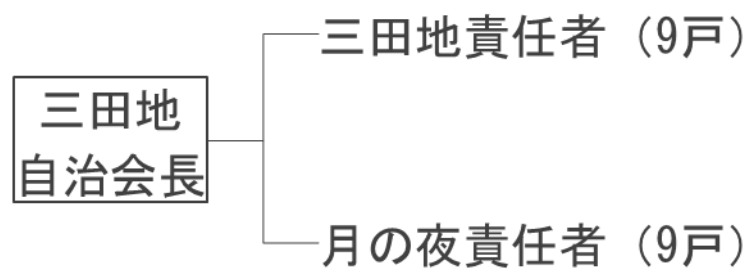
内容	実施時期	担当者	備考
自治会の連絡体制の整備。			
月の夜地区の内水を八戸川に汲み出すポンプの整備。			

※実施時期、担当者を決める

⑤ 今後検討が必要なこと

内容

⑥防災名簿（連絡体制）



8. 小田自治会

※太字は小田自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 江の川の支流である八戸川沿いにある。
- ・ **家屋の大半が、山側に点在している。**
- ・ 避難場所が桜江中学校と小田集会所の2箇所になっている。
- ・ 南北に長く、東西になだらかな高低差。背後には数箇所の土砂災害特別警戒区域がある。
- ・ 少なくとも4箇所の谷川と歪曲した八戸川に囲まれた水田地帯。

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

- ・ 八戸川の堤防がかさ上げになり、前回の大雨による八戸川のバックウォーターによる堤防を越えての浸水はなかったが、内水により水田が浸水した。



平成30年災害時の写真

③予想される災害

- ・ **小田樋門を閉めた後、八戸川の水位が下がらない状況で降雨が続いた場合、内水位上昇による住宅の浸水が予想される。また、その場合は小田下の道路は寸断され避難に支障をきたす。**
- ・ 八戸川の水位が**バックウォーター等により堤防より高くなった場合は、堤防を越えて浸水するので早目の退避が必要である。**
- ・ 集中豪雨で、谷川に土砂が流入し、流れが変わり付近の住宅が浸水する。
- ・ 小田地区は山側に住宅が点在し、集中豪雨による土砂災害が**発生する恐れがある**。その際は、小田集会所も被災が想定される。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
マイ・タイムラインを作成し、防災組織が行動を把握できるようにする。			各自
防災組織のマイ・タイムライン（コミュニティ・タイムライン）を作成する。	〇月頃		
孤立を想定した食糧の備蓄を各家庭で行う。			各自
川戸地域コミュニティ協議会として、避難訓練を実施する。	毎年〇月頃		
自治会役員の連絡体制を確認する。			
自治会行事などを通じて、住民間の理解を深める。			
自治会単独での避難訓練（誘導）の実施。	毎年〇月頃		
自治会単独での通報（連絡）訓練の実施など。	毎年〇月頃		
上記の訓練について総会時に検討、周知チラシ作成、回覧。	毎年〇月頃		
自治会内の連絡を密にして、状況を把握する。	毎年〇月頃		
自治会主催の防災訓練を年1回実施する。	毎年〇月頃		
資機材の取扱いについて訓練を行う。	毎年〇月頃		
近所付き合いを行うことによる住民の人数把握を行う。	随時		
谷川の災害発生箇所点検。	毎年〇月頃		
非常食などの把握を行う。	毎年〇月頃		
要支援者の把握、リストの更新。	毎年〇月頃		
集会所の防災器具の定期的な点検。	毎年〇月頃		
草刈りの時に山の状態の確認。	随時		
自治会内の活動で集会所を日ごろから活用して、備品や施設の状況をきちんと把握しておく。	随時		

防災計画・防災行動計画（マイ・タイムラインなど）の見直しを全自治会で時期を合わせて行う。			
災害時の連絡については、地区のリーダーを定めて、集約体制を整える。			

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。	警戒レベル3		
避難困難者の確認。	警戒レベル4	各自	
夜間の災害における住民への連絡（声かけ）。	警戒レベル〇		
避難場所でのリーダー的な人の選定。	避難後		
自治会内の安否確認、本部への連絡。	避難後		
集会所で定期的に被災状況の情報共有・情報交換を図る。	避難後		
避難の場所が2箇所になった場合、それぞれの場所に避難した人の氏名を把握する。	避難後		
大雨警報や洪水警報・線状降水帯が発令された段階で、自治会長と副会長が電話で協議し、災害の発生の恐れがある場合は、自治会役員・消防団員・婦人会役員等に連絡し行動ができる人を把握する。	警戒レベル4	各担当	
自治会長・副会長が、地区内で災害が発生していないかの情報収集を行うとともに、高齢者等の様子を自治会役員・消防団員・婦人会役員等が声掛けにより確認する。	警戒レベル4	各担当	
八戸川堤防を越水時は桜江中学校へ避難。	警戒レベル4	各自	
内水が2号道路に近づいた時は桜江中学校へ避難。	警戒レベル4	各自	
線状降水帯が発生した場合は、小田集会所や桜江中学校へ避難。	警戒レベル3	各自	

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。			
避難行動要支援者名簿、個別避難計画を自治会長、民生委員に配布する。		自治会長、 民生委員	

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

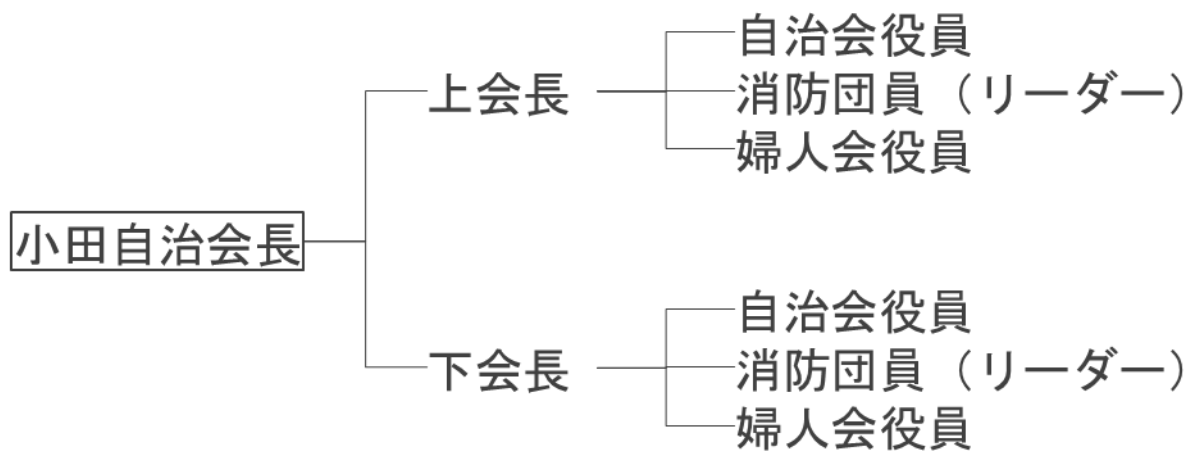
内容	実施時期	担当者	備考

※実施時期、担当者を決める

⑤今後検討が必要なこと

内容
道路が寸断された際、小田集会所に避難している人が病気等になった時の救急体制を考える。
市営住宅での住民の把握を行う方法を検討する。
今井産業の住宅の外国人の把握及びコミュニケーションの方法を検討する。

⑥防災名簿（連絡体制）



9. 志谷自治会（後山地区）

※太字は志谷自治会特有の情報

（1）地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・八戸川の下流域（江の川との合流点に程近い場所）で、川戸地区の対岸に位置している。
- ・地区全体は宅防工事により対岸（川戸地区）の八戸川堤防と同程度に嵩上げされている（地盤標高23m以上）。
- ・地区の三方が山で囲まれており、一方は低い位置に畑が有り八戸川に接している。
- ・地区奥の山あいには砂防堰堤が設置してあり、そこから山際を畑へ向かって三面張り水路が通っている。
- ・宅地からの水路の出口は高い位置に有るが、通常時水量は殆ど無い（水門等無し）。
- ・地区への進入道路は、八戸川に沿って上下流方向に各1本通っており、どちらも地区より低い高さになり、川戸地区へ繋がる。
- ・畑の中央に八戸川へ向かう水路に沿って旧道が有り、畑と同じ高さの沈下橋（人が通れる程のコンクリート橋）で対岸に繋がっている。

②過去の災害

- ・江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013.6 VOL.738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013.10 VOL.742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

③予想される災害

- ・ゲリラ豪雨による土砂崩れ（砂防越流、砂防崩壊）及びそれに伴う山からの鉄砲水による地区内水路越水による浸水。
- ・江の川増水による八戸川のバックウォーター現象での地区進入道路浸水による孤立（これまでの経験上、八戸川から地区内への越水はほぼ無いと考えられる。）

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
マイ・タイムラインを作成し、防災組織が行動を把握できるようにする。			各自
防災組織のマイ・タイムライン（コミュニティ・タイムライン）を作成する。	〇月頃		
孤立を想定した食糧の備蓄を各家庭で行う。			各自
川戸地域コミュニティ協議会として、避難訓練を実施する。	毎年〇月頃		
自治会役員の連絡体制を確認する。			
自治会行事などを通じて、住民間の理解を深める。			
自治会単独での避難訓練（誘導）の実施。	毎年〇月頃		
自治会単独での通報（連絡）訓練の実施など。	毎年〇月頃		
上記の訓練について総会時に検討、周知チラシ作成、回覧。	毎年〇月頃		
自治会内の連絡を密にして、状況を把握する。	毎年〇月頃		
自治会主催の防災訓練を年1回実施する。	毎年〇月頃		
資機材の取扱いについて訓練を行う。	毎年〇月頃		
近所付き合いを行うことによる住民の人数把握を行う。	随時		
谷川の災害発生箇所点検。	毎年〇月頃		
非常食などの把握を行う。	毎年〇月頃		
要支援者の把握、リストの更新。	毎年〇月頃		
集会所の防災器具の定期的な点検。	毎年〇月頃		
草刈りの時に山の状態の確認。	随時		
自治会内の活動で集会所を日頃から活用し、備品や施設の状況をきちんと把握する。	随時		
防災計画・防災行動計画（マイ・タイムラインなど）の見直しを全自治会で時期を合わせて行う。			

災害時の連絡については、地区のリーダーを定めて、集約体制を整える。			
-----------------------------------	--	--	--

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。	警戒レベル3		
避難困難者の確認。	警戒レベル4	各自	
避難する。	警戒レベル3	各自	
状況把握を行う。		各自	
夜間の災害における住民への連絡（声かけ）。	警戒レベル〇		
避難場所でのリーダー的な人の選定。	避難後		
自治会内の安否確認、本部への連絡。	避難後		
集会所で定期的に被災状況の情報共有・情報交換を図る。	避難後		
1) 基本は自宅待機、垂直避難			
2) 自宅が危険な場合や被災した時は集会所へ避難。			土砂崩れによる家の災害等
3) 孤立が長期化した場合は集会所で炊き出し、情報交換する。			

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
避難困難者については支援者を定めて、マイ・タイムラインに沿った避難誘導をする。			
避難行動要支援者名簿、個別避難計画を自治会長、民生委員に配布する。		自治会長、 民生委員	

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

※実施時期、担当者を決める

⑤今後検討が必要なこと

内容
集会所にエアコン、テレビを設ける。
地区連絡網の確認と更新を行う。

⑥防災名簿（連絡体制）

